

令和6年度
議会運営委員会
行政調査報告書

議会運営委員会 行政調査報告書

1. 日程及び調査先

日 程：令和6年7月17日（水）～18日（木）

調査先：秋田県横手市、秋田県由利本荘市

2. 調査事項

① 7月17日（水）13:30～15:30 秋田県横手市議会

議会基本条例の検証について

② 7月18日（木）10:00～12:00 秋田県由利本荘市議会

議会基本条例の検証について

3. 参加者

委員長 星川 薫

副委員長 鈴木由美子

委員 伊藤 浩

委員 和田 哲

委員 菅野 喜昭

委員 畑中和恵

4. 報告

《委員長 星 川 薫》

はじめに、議会運営委員会行政調査を実施するにあたり何を目的とし、何を学ぶべきかを考慮した結果、昨年6月に施行した尾花沢市議会基本条例の目的の達成状況についての検証、振り返りを行い、継続的な議会改革に取り組むため先進地視察を行うこととした。

◎秋田県横手市議会 令和6年7月17日（水）13:30～15:30

①議会基本条例の検証について（これまでの経過など）

横手市議会基本条例は平成24年6月に制定され、平成29年3月に1回目の検証を皮切りに令和3年6月に4回目の検証結果を議会改革推進会議委員長より議長に提出し、本会議において委員長による報告がなされている。

横手市議会基本条例

第20条 議会はこの条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検証、検討するものとする。

2 議会は前項に定める検証、検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。・・・と定めている。

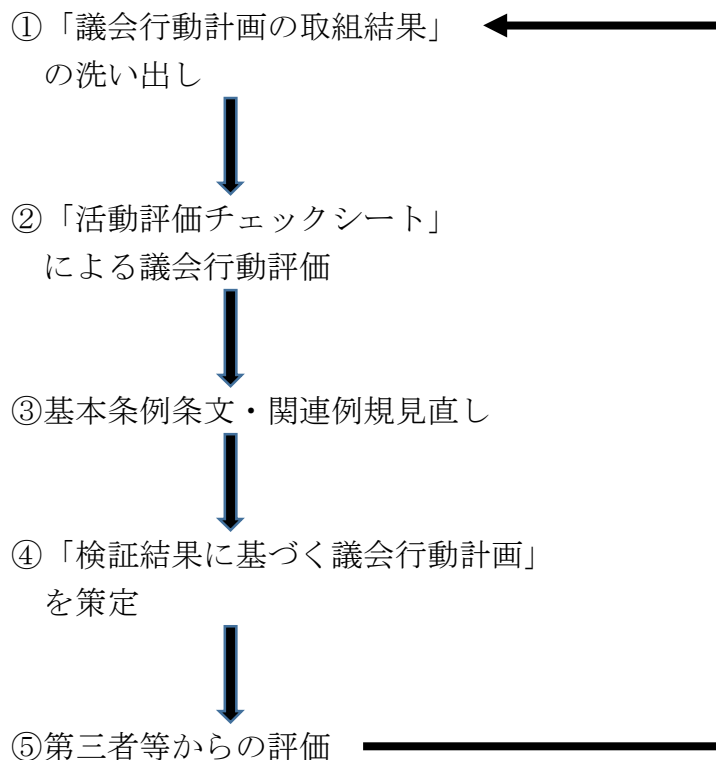
- ・議会基本条例の各条文がその目的に合致しているか検証
- ・議長や各委員会からの調査依頼事項の検証

例えば

- ・会派代表質問のあり方について（議会運営委員長から調査依頼）
- ・通年議会制度導入の調査・検討について（議長から調査依頼）
- ・政務活動費の情報公開について（議長から調査依頼） など

②検証サイクルについて

2年毎に委員会の改選が行われることから2年間の議会改革推進会議（月1回程度開催）において検証を行い、議会だより、ホームページ、FM「教えて！横手市議会」にて公開している。



③評価基準の設定について

検証方法については、「議会基本条例に基づく活動評価チェックシート」を作成し、実績の洗い出しと課題の抽出、採点による評価を行っている。

評価点の設定は下記のとおり

- 5点：目的が十分に達成されている
- 4点：目的がかなり達成されている

- 3点：目的がそこそこ達成されている
- 2点：目的があまり達成されていない
- 1点：目的が全く達成されていない
- ：今は判断できない

以上の設定で議会改革推進会議委員が評価をし人数分で割り評価をしている。令和3年6月の検証結果報告書の最高評価は4.1、最低評価は1.3となっており、課題も明記しているので評価が十分に行われていることが分かる。

◎秋田県由利本荘市議会 令和6年7月18日（木）10：00～12：00

①議会基本条例の検証について（これまでの経過など）

由利本荘市議会基本条例は、平成25年6月に制定され、令和5年3月に一部改正を行っている。令和4年12月に岩手県奥州市に議員全員による行政視察を行い、議会基本条例の検証及び各常任委員会の政策提言を学ぶ。令和5年1月に会派代表者会議に議会基本条例の一部改正案を提出。改正案の内容は、①議会運営委員会で本条例の達成状況を検討すること。②議会運営委員会の委員の任期ごとに行うこと（2年）。③結果を議会全員協議会に報告後に公表すること。④令和5年4月1日より施行すること。とし令和5年3月定例会に上程し改正をしている。

②検証サイクルについて

検証の実施時期は、構成替え又は改選前までに検証作業とその結果を公表するものとし、議会運営委員会で定めた検証スケジュールを基本に検証作業を進めることとしており、検証対象期間は、議会運営委員の任期（2年）の期間としている。また、検証体制は、①議会運営委員会 委員6人と②議会運営委員会 委員外議員5人で行うこととなっているが、評価は全議員が行う。

③評価基準の設定について

「達成状況検証表」により4段階で評価
評価の段階は下記のとおり

- A：十分できている B：概ねできている C：不十分である
- D：できていない —：検証対象外

としている。

条文見直しの検証は３段階で評価

評価の段階は下記のとおり

A：改正不要（条文を改正せず、現状の取組を継続する）

B：一部改正必要（条文を改正し、あるべき姿に見直す）

C：条文廃止必要（条文の規定は、不要である）

ー：検証対象外

としている。

また、条文によっては、各議員の評価基準の見解に相違があり、議会全体としての評価をまとめるのに苦慮したとのこと。

以上の事を２日間にわたりご教示いただき得るものが大きく、本市議会も何をもって評価するのか、誰が評価するのかなど様々な課題を見つけられたことは学びが多かった。本市議会基本条例の条文には検証や評価が無いだけに、議会改革推進会議において今回の行政視察の成果を報告するものとし、数年かけて視察を行い、本市議会のあるべき姿を見つけてまいりたい。

最後に、多忙の中、視察を受け入れて下さった横手市議会様、由利本庄市議会様には、貴重なお時間をいただき勉強させていただいたこと、また、意見交換が出来たことに深く感謝申しあげ、ご報告とします。

《副委員長 鈴木 由美子》

◎秋田県横手市議会

議員一人一人が議会基本条例をしっかりと理解していなければ、条例制定の意味がなされないとつくづく感じた。

また達成状況の検証について、岩手県奥州市の「活動評価チェックシート」を取り入れ採点による評価をしているが、二者択一（実行したか、実行しなかったか）の評価しか出来ないのではないかと感じた。統一した見解を議会として持つためには、何度も研修を重ねて理解度を高めなければならない。

◎秋田県由利本荘市議会

条文によっては、各議員の評価基準の見解に相違があり、議会全体の評価としてまとめる際に問題となり苦慮されたとお聞きし、そもそも統一した理解と見解を持たなければ、正しい検証結果を出せないのではないかと感じた。

横手市同様奥州市の「活動評価チェックシート」を活用しているが、見解のバラツキがあればこそ、二者択一の評価で市民にわかりやすく報告すべきではないだろうか。まず検証結果の公開をする前に、議員一人一人の資質向上と共通認識を持つことが一番大切であると感じた。

《委員 伊 藤 浩》

◎秋田県横手市議会

- ・H24 年 6 月に基本条例を制定し、半年後の 11 月に市民アンケートを実施している。設問内容は一般的なものが多かったが、広義での検証作業であると思った。

本市でも 3 年後位を目途に市民の声を聴く機会を設けるべきと考える。

- ・検証作業は 4 回実施されていたが、4 回目からは他の議会を参考にした指数評価に変更していた。検証結果を表すには、段階評価よりも指数評価にした方が、より具体性を持った評価ができるのではないかと思われた。
- ・「議会報告会」を都度行っていたが、参加者が固定化するなどの問題点にすぐに対応し「意見交換会」に変更するなど、前向きな取り組みが見られた。

◎秋田県由利本荘市議会

- ・基本条例を制定後 10 年間は、議員の大幅な変更などの事情で検証作業が出来なかったとの事である。4 段階でのランク評価であったが、評価基準が抽象的であると感じた。その為に C・D の評価が無かったのではと思った。
- ・基本条例を検証した事で、議員間の意見交換が活発になった事を強調されていた。

やはり条例の内容が理解されない中では、検証する事は出来ないわけであり、検証の過程で条例内容を見直す事も必要になると思った。

今後、検証作業を進めるにあたっては、広く市民の意見を聞きながら市議会が成長していく為の議論を展開すべきと考える。

《委員 和田 哲》

◎秋田県横手市議会

横手市議会基本条例第 20 条に「継続的な検証」が謳われている。実働については、基本条例制定時において議会運営委員会が検証するとにしていたが、現在は議会改革推進委員会が検証・検討を実施している。このように、協議の場として位置付けされる議会改革推進委員会がこの役割を担うことは、全議員による合意形成がなされたものであるのならば、議会運営委員会が担うよりもトータルの有効な取り組みと言えそうだ。

現在、尾花沢市議会基本条例において検証に関する明文化が謳われていないが、横手市議会基本条例の第 20 条をぜひ参考に独自の形態としたい。そのためには、誰が・いつ・どのように実施するのか、検証サイクルは PDCA が本当に適しているのかなど、基本条例に基づく具体的な動き、つまり「中身」を創ることが大切だ。例えば、7 月 2 日に福原地区公民館で開催した意見交換会は、まさに基本条例に基づく尾花沢市議会らしい取り組みであり、これを検証し改良していくプロセスは 1 つの実践イメージになりそうだ。全てを同時に実行することは困難だが、既に活動している事業を検証・評価し、そこで得られる経験も取り入れて行きたい。

また、検証における評価基準について、横手市議会は 1.0～5.0 までの数値化による採点で表していたが、この方法については、さらに継続した調査が必要と感じた。横手市議会を参考にしながら、官僚制の逆機能に陥らないように注意し、尾花沢市議会らしい評価基準を検討したい。

◎秋田県由利本荘市議会

議会基本条例の検証に向けた経過については、令和 4 年 12 月に岩手県奥州市議会を全議員および職員 4 名で条例の検証と各常任委員会の政策提言に関する行政視察を実施し、令和 5 年 3 月定例会に上程するといった、この一連の取り組み内容と速度が印象的だ。検証と議論の主体は、基本的には議会運営委員会が担うが、数名の委員外議員が参加することも由利本荘市議会独自の取り組みだ。

評価基準の設定は、横手市議会の数値表記とは異なり A～D の評価段階を設定している。この点については、各議員の評価基準の見解に相違が生じるため議会全体の評価としてまとめる際に問題となること、評価 B が多くなりやすいことなど、特徴的な課題が生じることをあらかじめ共通認識としたい。

検証サイクルについては横手市議会と同様に PDCA。検証を通じた議会改革アクションは今後の予定だが、まずは報告に注力し、そこから深く検証できたことは良い成果として捉えていた。検証を次のステップとする尾花沢市議会とし

では、検証サイクルの種類と実働をイメージした簡単な 5W1H を事前に共有しておきたい。その際、議会活動と業務の違い、テンプレート化のメリットとデメリットなどに留意することで、議会基本条例の存在意義と議会活動の研鑽といった本質にプラスとなる検証体制が望ましいと考える。

また、条例改正による根拠が必要なもの、改正せずとも申し合せの見直し等により機動的に行動できるものを区別する判断も重要だ。今回の視察を有意義なものとして、尾花沢市議会らしく前進したい。

《委員 菅野 喜昭》

◎秋田県横手市議会

平成 24 年 6 月に議会基本条例を制定してから、平成 27 年から検証を開始したものの、最初の改正が令和 3 年頃で、約 8 年もかかっているようである。2 年に 1 回程度検証して、不具合事項・問題点等があれば、その都度条文の見直しや条文を追加する等して、改正していく必要があると考える。

◎秋田県由利本荘市議会

平成 25 年 6 月に議会基本条例を制定したものの、一部改正が令和 5 年 3 月であり、約 9 年を費やしているようである。やはり基本条例制定後、2 年毎に検証し、不具合事項や問題点等があればその都度、見直しや追加する等して、改正していく必要があると考える。

この度の視察により、いかに改正が難しくかつ期間を要するかが確認できた。今後は 2 年毎に検証し、改正点があれば改正して、より良い基本条例を維持をして、その目的を達成するよう努めていく必要があると考える。

《委員 畑中 和恵》

◎秋田県横手市議会

令和 5 年 6 月に施行されたばかりの尾花沢市議会基本条例を、自分自身がきちんと見直す良いきっかけになった。平成 17 年に市町村合併をした翌年に議会改革を進める検討委員会を立ち上げ、以降ずっと議会の在り方について検証している。議会基本条例の検証を様々な方法で実施し委員が代わっても課題解決を常に最優先していることは本市議会でも見習うべきと感じ、合わせて市民への情報公開も積極的に行っていくべきだと考える。また災害に備えた議会の体制整備も取り組んでいくべきである。横手市議会では、議員の活動量や議員定数、議員報酬についても積極的に議論を重ねており何度も検討していた。議会運営委員会副委員長のお話の中で、議員定数を来年の改選から 4 名減の 22 人にすることや議員報酬が 1.15 倍増になるが、議員定数削減と議員報酬は個別に考えていくことで議会が弱くなることを防がなければならないとあった。人口減少の中で本市でも議員定数削減は考えていかなければならない。そうした中で市民の声をきちんと届けられる適切な人数、また若い世代が議員になって頑張っていける環境を私達で創り上げていかなければならないと強く感じた。

◎秋田県由利本荘市議会

由利本荘市の議会基本条例は平成 25 年に制定されている。議員全員で岩手県奥州市を視察し、新人議員が条例をきちんと受け止められるよう改選時には条例の勉強会も行っている。

評価基準の設定についての説明の中で、各議員の評価基準の見解に相違があり議会全体の評価をまとめるのに苦慮されたとあった。この視察で私も尾花沢市議会運営委員会のひとりとして本市の条例をしっかりと理解し、検証できるように研鑽を積み重ねなければならぬと感じた。条例検証作業を行うことで全議員が議会基本条例の認識を深められたことにおいて大きな意義があったという由利本荘市議会のお話を参考にし、私達も検証作業に向けて一歩でも進めていけるよう努めていきたい。